

新たないしかわの水産業振興ビジョン策定検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 平成29年に策定した「いしかわの水産業振興ビジョン」策定後の水産業をめぐる情勢の変化を踏まえ、水産業の振興を促進するために県が行う施策の方向性について検討し、本県の新たな「いしかわの水産業振興ビジョン(以下「新ビジョン」という。)」として取りまとめを行う。

(名 称)

第2条 この組織は、新たないしかわの水産業振興ビジョン策定検討委員会(以下「委員会」という。)という。

(組 織)

第3条 委員会の委員は15名以内とする。

- 2 委員は、学識経験者、漁業者、漁業者団体、関連業界等を代表する者で構成する。
- 3 委員会は、新ビジョンの策定をもって解散する。
- 4 委員会には、委員長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員の互選による委員長代理がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長が座長となる。

- 2 会議は、新ビジョンの策定に向け、次の事項について審議・助言する。
 - (1) 新ビジョン策定に向けた検討の方向性等に関すること
 - (2) 新ビジョンに係る施策等の内容に関すること
 - (3) その他新ビジョン策定に必要な事項

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、石川県農林水産部水産課において処理する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。